

平成23年 藤枝市議会 11月定例会

総務消防委員会委員長報告書

(議案審査)

平成23年12月16日

[本 会 議]

総務消防委員会に付託されました、議案9件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第59号議案「平成23年度藤枝市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「歳出2款1項11目 企画費について、施策推進事業費として、藤枝西高跡地を核とした周辺地域活性化基本構想策定の委託料があるが、周辺地域の範囲及び具体的な委託内容について伺う。」という質疑があり、これに対して、「周辺地域とは、栄から下伝馬を範囲としている。栄から下伝馬の街道沿いには、様々な取り組みをしている商店街があるほか、未利用の市有地等があることから、それらを活用して、蓮華寺池公園に来ていただいた方を、西高跡地を核として、街中までどのような形で回遊性を図ることができるか、基本構想策定を委託するものである。」という答弁がありました。

次に、「9款1項2目 非常備消防費について、消防団員公務災害補償基金掛金が、東日本大震災の影響に伴う掛金 改正により、増額になっているが、この増額は今後も継続するのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「単年度による追加掛金であり、増額は今年度のみである。また、市町村の負担については、特別交付税による財源措置が講じられる予定である。」という 答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案「藤枝市税条例及び藤枝市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「法人市民税法人税割の超過課税について、危機管理対策を目的に、5年間の延長をしているが、基金化をしなかった理由について伺う。」という質疑があり、これに対して、「基金化を見送った理由としては、危機 管理対策を目的とした幅広い対策をする必要があり、また、原子力対策について、先行きが不透明な状況の中では、基金に積立てるより、施策を早急に実施し、その実施状況を市民に知らしめる必要があると判断したことから、基金化を見送ったものである。」という答弁がありました。

次に、「超過課税の対象となった法人に、超過課税を適切に使用している旨の説明責任が必要になると思うが、どのように考えているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「図書館の整備については、パンフレットを作成し、法人に対して説明を行ってきたところである。今回の危機管理対策についても、わかりやすい数値等を用いて、適切に活用していることが説明できるように、パンフレット等を作成し、毎年公表していきたい。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第62号議案「議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」及び第63号議案「藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案「建設工事請負契約の締結について（市民体育館耐震改修工事）」について、申し上げます。

初めに、「今回の制限付き一般競争入札の資格要件について伺う。」という質疑があり、これに対して、「資格要件は、本社の所在地が藤枝市を始め、焼津市及び島田市であること、同種の工事の実績があること、経営事項審査の総合評定値の点数が、一定の点以上であること、主任技術者、管理技術者の専任配置ができることである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案「藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について」、申し上げます。初めに、「3団体の応募があったということであるが、指定された団体と他の2団体の差異について伺う。」という質疑があり、これに対して、「他の2団体は、規模的に大きく、組織的なスケールメリットを利用した総合的な管理ができるという提案をいただいた。指定した団体については、地元に着した事業の提案があった。」という答弁がありました。

次に、「施設整備の課題がある中で、指定管理者と施設整備面での議論はされているのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「スポーツ振興課、花と緑の課及び指定管理者との協議の中で、将来的に整備の検討が必要との共通認識を持っている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案「藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者の指定について」、申し上げます。

初めに、「応募した団体のうち、地元の団体はあるか伺う。」という質疑があり、これに対して、「3団体の応募があったが、いずれも市外の団体である。」という答弁がありました。

次に、「前回から引き続き、同一の指定管理者であるが、指定管理者モニタリングの評価において指摘された課題について、指導しているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「指定管理者も課題については承知し、改善の努力をしており、指導もしている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案「藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について」、申し上げます。

初めに、「藤枝市民体育館耐震改修工事により、4月から9月まで体育館が休館になることについて、指定管理者に対して、配慮はしているのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「休館期間中の雇用の問題もあり、人件費を配慮し、上限金額を定め、また、休館期間中の対応策を審査項目に設け、審査を行った。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第75号議案「藤枝市民会館の指定管理者の指定について」、申し上げます。

初めに、「指定期間が短期間となることについて、指定管理者には、いつの時点で伝えたのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「市民会館の改修を行うという方針が決定した段階で、伝えてある。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。